

# 4月10日告示、15日投開票

## 長島町長・町議会議員選挙

長島町選挙管理委員会は、12月定例会において任期満了に伴う長島町長選挙と長島町議会議員選挙の日程を平成30年4月10日告示、15日投開票と決めました。同議会議員の定数は14人です。

両選挙の立候補予定者説明会を2月27日午前10時から、長島町開発総合センターで開きます。立候補の届け出は4月10日午前8時30

分から午後5時まで、同センターで受け付けます。

投票は4月15日午前7時から午後7時まで町内26カ所（うち獅子島地区4カ所は14日に繰り上げ）で行い、午後8時30分から同センターで開票します。

平成29年12月1日現在の選挙人名簿登録者数は8,870人（男4,247人、女4,623人）です。

# 政治家の寄附は禁止 有権者が求めることも禁止

この時期は、何かと贈り物をする機会が多いですが、政治家が選挙区内の人にお金や物を贈ることは公職選挙法で禁止されています。有権者が政治家に寄附や贈り物を求めることも禁止されています。寄附禁止のルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。



次の①から⑤までの項目によって処罰されると、公民権停止（※）の対象となります。

### ①政治家の寄附の禁止

政治家が選挙区内にある人に対して寄附をすることは、その時期や名義のいかんに関わらず、罰則をもって禁止されています。政治家以外の人が政治家名義の寄附をすることも罰則をもって禁止されています。

●政党その他の政治団体またはその支部や親族に対するものなどは、禁止の対象から除かれます。

●政治家本人が自ら出席する結婚披露宴における祝儀、葬式や

**三ない運動**

寄附を **政治家は贈らない!**

寄附を **有権者は求めない!**

寄附を **政治家から受け取らない!**

政治家と有権者のクリーンな関係を保ち、お金のかからない選挙を実現するために寄附禁止のルールを守りましょう。

### 政治家の寄附禁止の対象例

これらのものも、政治家の寄附禁止の対象となります。

× 落成式・開店祝などの花輪

× 入学祝・卒業祝

× 香典(※)

× 葬儀の花輪・供花

× お歳暮

× 結婚祝(※)

× 地域の運動会・スポーツ大会への飲食物などの差し入れ

× 病氣見舞

× お祭りへの寄附・差し入れ

× 町内会の集会・旅行などの催物への寸志・飲食物の差し入れ

※政治家本人が結婚披露宴、葬式などに自ら出席してその場で行う場合は、罰則が適用されない場合があります。

通夜における香典は、罰則の対象から除かれています（選挙に関する除かれた場合や、通常一般の社交の程度を超えている場合は処罰されます）。

②政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止

政治家に対して寄附をしようとする勧誘や要求をすることも禁止されています。政治家を威迫して、あるいは、政治家の当選または被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をすることも処罰されます。

政治家名義の寄附を求めることも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。

③政治家の関係団体の寄附の禁止

政治家が役員や構成員である団体や会社が、選挙区内にある人に対して、政治家の氏名を表示したり、氏名が類推されるような方法で寄附をしたりすることは禁止されており、選挙に関する寄附をすると処罰されます。

④政治家の後援団体の寄附の禁止

政治家の後援団体（いわゆる後援会）が、選挙区内にある人に対して、花輪・供花・香典・祝儀や、これらに類するものを出したり、後援団体の設立目的

により行われる行事や事業に関する寄附以外の寄附をしたりすると、その時期や名義のいかんに関わらず処罰されます。

●一般の政党支部は後援団体には当たりませんが、③にあるように、政治家の氏名を表示したり、氏名が類推されるような方法で寄附したりすることは禁止されています。

⑤あいさつを目的とする有料広告の禁止

政治家や後援団体に対し、あいさつを目的とする有料広告を求めるとも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。

※「公民権停止」とは、選挙への立候補や選挙での投票、選挙運動への参加などが禁止されること。